

中間のまとめ、最終報告及び「文の京」自治基本条例（案）の項目一覧

中間のまとめ	最終報告	「文の京」自治基本条例（案）
<p>前文</p> <p>私たちのまち文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとしています。しかし近年、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し続けており、積極的に行動を起こすことで、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていかなければなりません。</p> <p>現代の高度に都市化され価値観の多様化した成熟社会で、良好な環境を維持しながら、真に文化的に幸福に暮らすためには、区民一人ひとりが自律した存在として尊重されるとともに、「自分たちのまち」という意識を持ち、守るべきもの、育むべきものを見極め、自己決定・自己責任のもとで行動することを大切にしながら、男女が平等に参画し、合意を形成し、協力し合うことが必要となっています。</p> <p>また、複雑化した公共的な課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら、解決を図ることが求められています。</p> <p>そして、私たちのまち「文京区」でも、こうした仕組みにより公共的な課題の解決を図ることが必要です。</p> <p>そこで、このような文京区内の多様な主体が公共的な課題の解決を図ることにより地域を治めていくというガバナンスの考え方を「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として掲げます。</p>	<p>前文</p> <p>文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。</p> <p>私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。</p> <p>そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとすることが大切と考えます。</p> <p>私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。</p> <p>私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。</p>	<p>前文</p> <p>文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。</p> <p>私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。</p> <p>そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとすることが大切と考えます。</p> <p>私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。</p> <p>私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。</p>

<p>私たちは、このような協働・協治の社会の創造のための理念や基本的なしくみを明らかにし、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまち文京区の実現のために、文京区の最高規範として、この条例を定めます。</p>		
<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>
<p>〔1-1 目的〕【第1案】 この条例は、文京区の自治の理念としての協働・協治の考え方を明らかにし、各主体の権利と責務、さらにそれらを有効に機能させるためのしくみを規定することにより、それぞれの果たすべき役割の自覚を促し、公共的な課題を各主体の参画と協働により解決するという新しい協働社会の実現を図り、真に文化的で幸福を実感できる、持続可能な地域社会を実現することを目的として定めます。</p> <p>〔1-1 目的〕【第2案】 この条例は、文京区における自治の理念としての協働・協治の考え方を明らかにするとともに、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の協働により、協働・協治の社会を創造するための基本的事項を定め、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会の実現を図ることを目的として定めます。</p>	<p>〔1-1 目的〕 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方及び、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の権利と責務ならびに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。</p>
<p>〔1-2 定義〕 【各主体】 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区をいいます。 【区民】 区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいます。 【地域活動団体】 地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された町内会、地縁による団体などで、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。</p>	<p>〔1-2 定義〕 【各主体】 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区をいいます。 【区民等】 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者をいいます。 【区民】 区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいます。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。 2 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。 3 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。 4 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根</p>

<p>【非営利活動団体】 社会的な課題に関して、自主的に自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に取り組む特定非営利活動法人などの民間の非営利団体、市民団体などで、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。</p> <p>【事業者】 区民、地域活動団体、非営利活動団体以外で、区内において、事業活動を行うものをいいます。</p> <p>【区】 区議会及び執行機関により構成される自治体政府のことをいいます。</p> <p>【協働・協治】 公共的な課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら解決を図る社会のあり方を意味する、ガバナンスという言葉で表される考え方をいいます。</p> <p>【社会資源】 情報、人材、場所、資金、知恵、技術等の区民活動を推進するために必要な資源をいいます。</p>	<p>【地域活動団体】 地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいいます。</p> <p>【非営利活動団体】 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、上記以外の非営利活動団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。</p> <p>【事業者】 区内において、事業活動を行うものをいいます。</p> <p>【区】 区は、区議会及び執行機関により構成されます。</p> <p>【協働・協治】 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいいます。</p>	<p>ざして形成された団体をいう。</p> <p>5 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう</p> <p>6 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。</p> <p>7 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。</p> <p>8 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。</p>
<p>第2章 基本理念</p>	<p>第2章 この条例の自治の理念と基本原則</p>	<p>第2章 自治の理念と基本原則</p>
<p>第1節 協働・協治の社会の創造</p>	<p>第1節 自治の理念</p>	<p>第1節 自治の理念</p>
<p>〔2-1-1 協働・協治〕 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき責任と役割を分担し、助けあいながら公共的な課題の解決をともに図ります。</p>	<p>〔2-1-1 協働・協治〕 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助けあいながら自主的、自律的に活動を行います。</p>	<p>(協働・協治) 第3条 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。</p>
<p>第2節 基本原則</p>	<p>第2節 基本原則</p>	<p>第2節 基本原則</p>
<p>〔2-2-1 情報共有の原則〕 各主体は、協働・協治の社会の創造のため、個人情報保護に配慮しつつ、それぞれが保有する公共的</p>	<p>〔2-2-1 参画と協力〕 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあ</p>	<p>(参画と協力) 第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協</p>

な活動に関する情報を共有化することを基本とします。	い、連携を図ります。	力し合い、連携を図る。
〔 2 - 2 - 2 自己決定・自己責任の原則〕 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。	〔 2 - 2 - 2 情報共有の原則〕 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題やそれを解決する活動に関する情報を共有化することを基本とします。	(情報共有) 第5条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。
〔 2 - 2 - 3 対等な立場の尊重〕 各主体は、協働・協治の社会の創造にあたり、対等な立場に立ち、相互理解と信頼関係を築いて公共的な活動を担います。	〔 2 - 2 - 3 対等な立場の尊重〕 各主体は、豊かな地域社会の実現にあたり、相互理解と信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決する活動を担います。	(対等な立場の尊重) 第6条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決するための活動を担う。
〔 2 - 2 - 4 参画と協力〕 各主体は、公共的な課題の解決を図るための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。	〔 2 - 2 - 4 自己決定・自己責任の原則〕 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。	(自己決定・自己責任) 第7条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。
第3章 区民等の権利、責務	第3章 区民等の権利、責務	第3章 区民等の権利と責務
第1節 区民の権利、責務	第1節 区民の権利、責務	第1節 区民の権利と責務
〔 3 - 1 - 1 区民の権利〕 区民は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。 区民は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。 未成年の区民は、協働・協治の社会の担い手として、それぞれの役割に応じた参画の権利を有します。	〔 3 - 1 - 1 区民の権利〕 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。 区民は、これらの活動に関する情報を求めることができます。	(区民の権利) 第8条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。 2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。
〔 3 - 1 - 2 区民の責務〕 区民は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。 区民は、協働・協治の社会を創造する主体として、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。 区民は、協働・協治の社会を創造する活動に、自主的な判断により参画します。	〔 3 - 1 - 2 区民の責務〕 区民は、地域の課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。	(区民の責務) 第9条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。 2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第2節 地域活動団体の権利、責務	第2節 地域活動団体の権利、責務	第2節 地域活動団体の権利と責務
<p>〔3-2-1 地域活動団体の権利〕 地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。 地域活動団体は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。 地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として、地域の課題の解決や住民相互の連携を図る活動を行います。</p>	<p>〔3-2-1 地域活動団体の権利〕 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。 地域活動団体は、これらの活動に関する情報を求めることができます。</p>	<p>(地域活動団体の権利) 第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。 2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。</p>
<p>〔3-2-2 地域活動団体の責務〕 地域活動団体は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。 地域活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。 地域活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体であり、地域活動の重要性を認識し、地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため自主的・自律的にふれあいと活気のある地域づくりに取り組みます。</p>	<p>〔3-2-2 地域活動団体の責務〕 地域活動団体は、地域の課題の解決や住民相互の連携を図る活動を行います。 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p>	<p>(地域活動団体の責務) 第11条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。 2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。</p>
第3節 非営利活動団体の権利、責務	第3節 非営利活動団体の権利、責務	第3節 非営利活動団体の権利と責務
<p>〔3-3-1 非営利活動団体の権利〕 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。 非営利活動団体は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。 非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として、自らの使命に根ざした活動を行うことで、公共的な課題の解決を図ることに取り組む権利を有します。</p>	<p>〔3-3-1 非営利活動団体の権利〕 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。 非営利活動団体は、これらの活動に関する情報を求めることができます。</p>	<p>(非営利活動団体の権利) 第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。 2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。</p>
<p>〔3-3-2 非営利活動団体の責務〕 非営利活動団体は、他の主体の自主的・自律的な活動を尊重します。</p>	<p>〔3-3-2 非営利活動団体の責務〕 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通して、地域の課題の解決に取り組みます。</p>	<p>(非営利活動団体の責務) 第13条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。</p>

<p>非営利活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p> <p>非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体であることの重要性を認識し、自主的・自律的に自らの持つ専門性と創造性を活かした活動に取り組みます。</p>	<p>非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。</p>	<p>2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。</p>
<p>第4節 事業者の権利、責務</p>	<p>第4節 事業者の権利、責務</p>	<p>第4節 事業者の権利と責務</p>
<p>〔3-4-1 事業者の権利〕</p> <p>事業者は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。</p> <p>事業者は、公共的な活動に関する情報を知る権利を有します。</p>	<p>〔3-4-1 事業者の権利〕</p> <p>事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。</p> <p>事業者は、これらの活動に関する情報を求めることができます。</p>	<p>(事業者の権利)</p> <p>第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。</p> <p>2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。</p>
<p>〔3-4-2 事業者の責務〕</p> <p>事業者は、協働・協治の社会を創造する主体であり、協働・協治の社会の創造に関する理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めます。</p> <p>事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有します。</p>	<p>〔3-4-2 事業者の責務〕</p> <p>事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めます。</p> <p>事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有します。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第15条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。</p> <p>2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。</p>
<p>第4章 区の責務</p>	<p>第4章 区の責務</p>	<p>第4章 区の責務</p>
<p>〔4-1 自治体政府としての基本的役割〕</p> <p>区は、自治体政府として、「地方自治の本旨」に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。</p> <p>区を構成する議事機関としての議会と、区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である「地方自治の本旨」の実現を図ります。</p>	<p>〔4-1 区の基本的役割〕</p> <p>区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。</p> <p>区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図ります。</p> <p>区は、持続可能で健全な区政を実現します。</p>	<p>(区の基本的役割)</p> <p>第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。</p> <p>2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。</p> <p>3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。</p>
<p>〔4-2 保証役としての役割〕</p> <p>区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、他の主体により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。</p>	<p>〔4-2 保証役としての役割〕</p> <p>区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、公共的サービス水準の設定や区民等の活動を支援するを通して、区民等によ</p>	<p>(保証役としての役割)</p> <p>第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通して、区民等により</p>

	り公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。	公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。
〔4-3 調整者としての役割〕 区は、必要に応じて、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の間の調整・調停を行う役割を担います。	〔4-3 調整者としての役割〕 区は、必要に応じて、区民等の中の調整・調停を行う役割を担います。	(調整者としての役割) 第18条 区は、必要に応じて、区民等の中の調整を行う役割を担う。
〔4-4 地域の担い手の育成支援〕 区は、他の主体の自主性や自律性を尊重しつつ、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人々や団体の育成を支援します。	〔4-4 地域の担い手の支援〕 区は、区民等の自主性や自律性を尊重しつつ、地域の課題に取り組む人々や団体が自主的に活動できるように支援します。	(地域の担い手の支援) 第19条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。
第5章 区議会の責務【参考意見】	第5章 区議会の責務	第5章 区議会の責務
第1節 区議会の基本的責務	第1節 区議会の責務	第1節 区議会の役割
〔5-1-1 区議会の基本的責務〕 区議会は、直接選挙により区民から信託を受けた議員によって構成された意思決定機関であり、条例、予算等の議決により意思を決定するとともに、区長及び執行機関が政策を適正に執行しているか監視します。	〔5-1-1 区議会の責務〕 区議会は、住民から信託を受けた議員によって構成された意思決定機関であり、条例、予算等の議決により意思を決定するとともに、区長及び執行機関が政策を適正に執行しているか監視します。	(区議会の基本的事項) 第20条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を有する。
第2節 協働・協治の社会における区議会の責務		
〔5-2-1 区議会の公開と情報共有〕 区議会は、その活動にあたって会議及びその審議記録の公開を進めるとともに、あらゆるメディアを通じ、広く議会関係の情報の公開に努めます。	〔5-1-2 区民意思の把握と反映〕 区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を把握し、その意思を反映するよう努めます。	(区議会の責務) 第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。
〔5-2-2 区民の意思の集約〕 区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を掌握し、その意思を反映するよう努めます。	〔5-1-3 開かれた区議会の推進〕 区議会は、区民等と議員との直接対話の場の提供等、区議会への区民参加を推進し、わかりやすく開かれた議会運営をめざします。 区議会は、政策論議の充実、審議方法の改善を行い、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。	(情報の共有と説明責任) 第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。
〔5-2-3 区議会の活性化〕 区議会への区民参加、区民等と議員との直接対話の場の提供など、わかりやすく開かれた議会運営をめ		(区民参加と活性化) 第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性

<p>ざし、また、政策論議の充実、審議方法の改善などにより区議会の活性化を進め、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。</p>		<p>化を図り、開かれた区議会を目指す。</p>
<p>第3節 議員の責務</p>	<p>第2節 区議会議員の責務</p>	<p>第2節 区議会議員の責務</p>
<p>〔5-3-1 議員の責務〕 区議会議員は、住民からの信託を自覚し、政策立案能力や審議能力の向上に努め、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます。 区議会議員は、住民全体の代表者としての立場に立ち審議を進めます。</p>	<p>〔5-2-1 区議会議員の責務〕 区議会議員は、住民からの信託に応え、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます。 区議会議員は、住民全体の代表者としての立場に立ち審議を進めます。</p>	<p>(区議会議員の責務) 第24条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。</p>
<p>第6章 執行機関の責務</p>	<p>第6章 執行機関の責務</p>	<p>第6章 執行機関の責務</p>
<p>〔6-1 執行機関の責務〕 区長、区長の補助機関及び行政委員会などの執行機関は、協働・協治の社会の創造のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たります。 執行機関は、持続可能で健全な行財政運営を図ります。 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。</p>	<p>〔6-1 執行機関の責務〕 区長、区長の補助機関及び行政委員会等の執行機関は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。 執行機関の補助機関は、常に簡素で機能的かつ柔軟な組織をめざします。</p>	<p>(執行機関等の基本的事項) 第25条 区長、助役及び収入役並びに行政委員会等は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。</p>
		<p>(執行機関の責務) 第26条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。 2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを旨とする。</p>
		<p>(情報の共有と説明責任) 第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。</p>

		(政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画) 第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。
〔6-2 区長の責務〕 区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として協働・協治の社会の創造のために、公正かつ誠実に区政の執行に当たります。 区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。 区長は、執行機関の長(トップマネージャー)として、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。	〔6-2 区長の責務〕 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行にあたります。 区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。 区長は、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。	(区長の責務) 第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。 2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。 3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。
〔6-3 区職員の責務〕 区の職員は、協働・協治の社会の創造のために、積極的に他の主体と連携するという意思をもって、全力をあげて職務を遂行します。 区の職員は、協働・協治の社会の創造のために、他の主体と具体的な目標を共有し、その実現に向けて積極的に行動します。	〔6-3 区職員の責務〕 区の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行します。	(職員の責務) 第30条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。
第7章 協働・協治の推進	第7章 協働・協治	第7章 協働・協治の推進
第1節 各主体の情報の公開	第1節 情報の公開	第1節 情報の公開
〔7-1-1 行政情報の公開〕 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区民等の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民等の区政への参画の促進を図り、区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政を実現するために、個人情報の保護に配慮しつつ、行政情報を積極的に公開します。	〔7-1-1 区政に関する情報の公開〕 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、区政に関する情報を積極的に公開します。	(区政に関する情報の公開) 第31条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開する。 2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。
〔7-1-2 区の説明責任〕 区は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たすよう努めます。	〔7-1-2 区の説明責任〕 区は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たします。	(区の説明責任) 第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

〔 7 - 1 - 3 区民等の情報公開〕 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めます。	〔 7 - 1 - 3 区民等の情報公開〕 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めます。	(区民等の情報公開) 第 33 条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。
〔 7 - 1 - 4 区民等の説明責任〕 区民等は、自らが行う公共的な活動等について、他の主体に対し、わかりやすく説明するよう努めます。	〔 7 - 1 - 4 区民等の説明責任〕 区民等は、自らが行う公共的な活動について、他の主体に対し、わかりやすく説明するよう努めます。	(区民等の説明責任) 第 34 条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。
第 2 節 各主体の参画	第 2 節 参画	第 2 節 参画
〔 7 - 2 - 1 政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画〕 区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、他の主体の参画を図ります。	〔 7 - 2 - 1 政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画〕 区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、区民等の参画を図ります。	
〔 7 - 2 - 2 区への提案制度〕 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるように努め、提案に対しては協働・協治の視点に立って対応するしくみをつくります。	〔 7 - 2 - 2 区への提案制度〕 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、提案に対しては協働・協治の視点に立って、適切に対応します。	(区への提案制度) 第 35 条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。
〔 7 - 2 - 3 各主体相互の活動への参画〕 各主体は、公共的な課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。 区は、各主体が相互に活動に参画し合えるような場をつくるように配慮します。	〔 7 - 2 - 3 各主体相互の活動への参画〕 各主体は、地域の課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。 区は、区民等が相互に活動に参画し合えるようなしくみをつくります。	(各主体相互の活動への参画) 第 36 条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために対話し、交流し、学び合う。 2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。
第 3 節 各主体の意思の表明	第 3 節 意思の表明	第 3 節 意思の表明
〔 7 - 3 - 1 区の意思表明〕 区は、区政運営の基本的な指針や政策について、区民等に周知し、その意思を明確に表明するよう努めます。	〔 7 - 3 - 1 区の政策等の周知〕 区は、区政の基本的な指針や政策について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知します。	(区の政策等の周知) 第 37 条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。
〔 7 - 3 - 2 区の政策等への区民等の意見表明手続き〕 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見等を聴取し、それに対する区の考え方を公表しなければなりません。	〔 7 - 3 - 2 区民等の意見表明〕 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができます。 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、区民等からの意見等を聴取し、それに対する考え方を公表	(区民等の意見表明) 第 38 条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。 2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、その意見に対する考え方を

	しなければなりません。	公表しなければならない。
〔 7 - 3 - 3 住民投票 〕 区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。	〔 7 - 3 - 3 住民投票 〕 区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。	(住民投票) 第 39 条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。 2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。
第 4 節 協働・協治の推進体制	第 4 節 協働・協治の推進体制	第 4 節 協働・協治の推進体制
〔 7 - 4 - 1 各主体の社会資源の活用等 〕 各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。	〔 7 - 4 - 1 各主体の社会資源の活用等 〕 各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。	(社会資源の活用等) 第 40 条 各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。
〔 7 - 4 - 2 区外の人々との連携・協力 〕 各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政などと、あらゆる方法で積極的に連携・協力します。	〔 7 - 4 - 2 区外の人々との連携・協力 〕 各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と、積極的に連携・協力します。	(区外の人々との連携・協力) 第 41 条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。
〔 7 - 4 - 3 協働・協治推進のしくみ 〕 区は、他の主体とともに協働・協治の推進のしくみづくりを進めます。	〔 7 - 4 - 3 協働・協治推進のしくみ 〕 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取り組みを進めるための協働・協治推進のしくみをつくります。	(協働・協治の推進のしくみ) 第 42 条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進のしくみをつくる。
〔 7 - 4 - 4 区における条例の尊重義務 〕 区は、他の条例の制定や政策の実施などにあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。	〔 7 - 4 - 4 区における条例の尊重義務 〕 区は、他の条例の制定や政策の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。	(区における条例の尊重義務) 第 43 条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。